



自転車用ヘルメットの普及・着用について

自転車に乗るときは 自転車用ヘルメットの着用を

交通安全対策委員会では、高齢者の皆さんが自転車乗用中における交通事故により、頭部を受傷し、重症化するケースがあることから、取り組みの一つとして自転車用ヘルメット着用啓発を行っています。

まず自転車用ヘルメットを被ってもらうにはどうすればよいかを話し合い、お洒落なヘルメットであれば被ってくれるのではないかとという意見から、対策委員会で検討を重ね、帽子に見える自転車用ヘルメットを考案しました。

このヘルメットは、松原交通安全協会、老人クラブ連合会、松原市シルバー人材センターの皆さんの協力により作っていただき、松原交通安全協会で購入しており、自転車用ヘルメットの普及・着用に繋がっています。



▲お洒落な自転車用ヘルメット

また、市では65歳以上の高齢者の皆さんを対象とし、自転車用ヘルメット購入費助成を行っています。まだ自転車用ヘルメットを購入されていない高齢者の皆さんは、ぜひこ

交通ルール・マナーを守りましょう

自転車運転中は音楽を聴いたり、携帯電話を使用したり、脇見運転などはしないよう安全運転を心がけましょう。また、信号無視、一時不停止や歩行者用道路における車両の義務違反(自転車徐行違反)などは交通事故に遭ったり、交通事故を起こす原因に繋がります。

安全確認、信号遵守、一時停止などで交通事故を未然に防ぐことができますので、交通ルール、マナーを守り、自転車に乗る際は、安全な自転車利用に努めましょう。

▶問合せ 市民協働課



- の制度を活用して、自転車を利用する際は自転車用ヘルメットを着用して、安全運転を心がけていただくようお願いいたします。
- ▼対象者 松原市に住所を有する65歳以上の人
- ▼助成費用 ヘルメット購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)ただし、上限2000円。
- ▼対象のヘルメット 一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合しているもの(「SGマーク」が貼付されているもの)もしくはその他同等の安全基準に適合しているもの
- ※高齢者の自転車用ヘルメット購入



費の助成には、申請手続きが必要となります。詳細は、市民協働課までお問い合わせください。

▼問合せ 市民協働課